

令和7年12月19日

お客さま各位

あぶくま信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みについて

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害が、暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しております。

このような情勢を受け、当金庫はお客さま保護及び不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座宛のお振込みに際し、支払口座名義（法人口座を含む）と異なる振込依頼人名に変更して行うお振込みについては、お断りさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

また、店頭での暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みの際は、お客さまが詐欺被害に遭われていないかを確認するため、お振込み理由をお伺いさせていただくとともに、必要に応じて疎明資料等や本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程、よろしく願いいたします。

《支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例》

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
シンキン タロウ	シンキン タロウ	振込可
シンキン タロウ	12345 シンキン タロウ	振込可
シンキン タロウ	シンキン ハナコ	振込不可
シンキン タロウ	SHINKIN TARO	振込不可

※ 通常の投資目的等での暗号資産交換業者へのお振込みや、通常のお取引に伴う資金移動業者へのお振込みを全て禁止するものではありません。

以上